

# Advantage Partnership Lawyers

## 無料法律相談

### JSOJSOXの謎 その1

最近JSOXが導入されたことにより日本国内では多くの企業がご苦労されているご様子です。JSOXというのは、米国のSOX (Sarbanes-Oxley Act) の日本版であります。

現在米国のSEC (Securities and Exchange Commission) つまり証券取引委員会では、NYSE (New York Stock Exchange) に上場している企業に対しSOXを遵守するよう指導しております。もしSOXを遵守しない場合、上場を取り下げられてしまいます。外国企業に関しましても、NYSEに上場している企業はSOXを遵守するよう義務付けられています。これは1929年の世界大恐慌でNYSEの株価が大暴落したことに学び、SECが上場している企業をそれ以来厳しく監視するようになったためです。

NYSEで上場するには、外国企業は財務報告書作成の際にUSGAAP (Generally Accepted Accounting Principles) 、つまりアメリカ会計基準で作成するか、JGAAP (日本会計基準) で作成した場合、報告書をUSGAAPに修正する必要があります。

では、皆さんがよく耳にする国際会計基準とは何なのでしょう。USGAAPのことなのでしょうか。国際会計基準とは、英語でIAS (International Accounting Standard) といいます。IASは米国の会計基準と異なり、EU (European Union) を中心としたIASB (International Accounting Standards Board) で決められた基準であります。以前IASBはIASC (International Accounting Standards Committee) と呼ばれていました。IASBはIFRS (International Financial Reporting Standard) つまり、国際会計報告基準をEUやその他の国に導入するよう働きかけている機関でもあります。合併後のドイツにいたりましては、国内のコンソリのレポートをGermanGAAP、つまりドイツ会計基準に従わず、IFRSまたはUSGAAPの基準で報告書を作成してもよいという法律を作っております。

日本に複式簿記が導入されたのは明治維新からであり、なんとイタリアで複式簿記が発明されてから600年も遅れての導入でした。戦前日本の商法は19世紀のFranco Germanyをモデルとしたものであり、従って当時日本の会計基準は税務が中心でコンソリやディスクロージャーに関しては特に注意を払っておりませんでした。しかし、第二次世界大戦後の米軍支配下の中でUSGAAPが導入され、財務報告基準及び会計基準の多くの点が修正されることにより、当時日本の会計基準はUSGAAPに近づきました。しかし、戦後しばらくして日本独特の会計基準へ発展いたしました。

1989年にはTSE (Tokyo Stock Exchange) 、つまり東京株式市場の出来高はNYSE超えて世界一まで達しましたが、その年に日経の株価は39,000円から大暴落し、一時は3分の1の価格にまで下落しました。1994年には世界の6大銀行はすべて日本の銀行でしたが、1998年には日本の

銀行は全く影を残しておりませんでした。1990年以降、それまで国際会計基準に無関心だった日本も興味を持つようになり、2001年頃までには日本独自の基準からUSGAAPやIFRSに近づき、その違いはほとんどなくなりつつあります。

前にも述べましたように、NYSEに上場している日系企業はUSGAAPで財務報告書を作成するか、またはUSGAAPへの修正を要求されます。しかし、NYSEに上場している日系企業は2005年の時点でたかだか20社弱でしたが、非上場の日系企業でも英文の財務報告書を作成している企業は数多くあります。

## JSOJSOXの謎 その2

IFRS (International Financial Reporting Standard) つまり国際財務報告基準の導入に関して、EU (European Union) 各国でも賛成、反対の両論があります。基本的にIFRSが導入された理由には、EU各国の中で会計基準を統一することにあります。EU内の企業がどこのEUの国でも上場でき、どこのEUの国でも資金調達を可能にすることでした。現在EUの上場企業に対しIFRSが適応され、EU内で会計基準に違いがあるのは非上場の企業のみとなっております。

IASB (International Accounting Standards Board) としては非上場企業に対してもIFRSを適用しようとしておりますが、これに対し根強い反対があります。なぜなら、イギリスのリバプール内にある町工場の会計基準と、イタリアのナポリの魚缶詰工場の会計基準とを一致させる必要があるのかが問われているからであります。もし会計基準の統合が無償であれば、町工場に国際会計基準を導入することも可能ですが、多額の費用がかかるため、これも反対の理由の1つとなっております。

EU以外の国を見た場合、中国の会計基準は旧ソ連の会計基準を調整したものであります。アフリカ諸国では、20世紀の間イギリスやフランスの植民地が多かったため、それぞれの古い会計基準を使用している国が多かったようです。旧東ヨーロッパ圏では、旧ソ連から独立後は旧ドイツの会計基準に戻ってしまいました。

このように、世界各国で元々会計基準が異なってきた訳ですが、各国の会計基準に大きく影響を与えたのはそれぞれの国の税法及び会社法にありました。

また、資金調達の面では、日本やフランスに至っては政府から、ドイツに至っては銀行から、イギリスやアメリカに至ってはキャピタルマーケットから資金調達するために、ディスクロージャーやオーディットの必要性も資金調達の仕方により異なっております。また、会社の役員会の形式も会計基準に差を生みました。

例えば、ドイツやフランスの場合、出向役員と非常勤役員それぞれが役員会を持っており、非常勤の場合、銀行や借入先及び社員から構成され、インサイダーの情報を持っているため、ディスクロージャーやオーディットに関してはさほど重要ではありませんでした。そのためディスクロージャーの低い財務報告書が作成されております。

当然、会計基準も短期的利益を求めるのではなく、長期的な視野を持ったコンサバティブなものが必要とされております。これに対しアメリカやイギリスでは役員会は1つしかないために、より高度なディスクロージャー及び正確なオーディットが要求されております。

アメリカ国内でもUSGAAP (Generally Accepted Accounting Principles) つまりアメリカ会計基準を適用しなくても、IFRSに基づくものであればNYSE (New York Stock

Exchange) に上場してもよろしいという動きがありますが、エンロンやワールドコムの問題が発生し、コンサバティブな現在のブッシュ政権化で見送られております。

またSOXは上場している外資企業にも適用されているため、フランスやその他の外国企業が、厳しいコンプライアンスを要望しているアメリカ金融市場から、規制の緩やかなヨーロッパの金融市場に資金調達場所を変更しているのが現状であります。

詳細は下記までご連絡願います。

弁護士 堀江純一  
アドバンテージ パートナーシップ法律事務所

(02) 9221 7555  
legal.one@advantagepartnership.net  
www.advantagepartnership.net